

バーゼル銀行監督委員会による第2次市中協議文書 「ガイドライン: ステップイン・リスクの特定と管理」 の概要

2017年3月

日本銀行／金融庁

* 当資料は、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)が公表した内容の理解促進の一助として、作成されたものです。詳細内容につきましては、必ず原文に当たって御確認下さい。また、本資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

背 景 (1)

- 金融危機の際、銀行が風評リスク等に対応するため、契約上の義務を超えて、証券化コンデュイット、ストラクチャード・インベストメント・ビークル、MMFなどの事業体を支援(ステップイン)する事例が欧米で多く見られた。
- これらの事業体は、銀行との資本関係が無いまたは小さい場合が多く、会計・規制上連結されていなかったが、最終的に銀行のバランスシートに吸収された。
- 金融安定理事会(FSB)によるシャドーバンクの監視および規制強化に向けた取組みの一環として、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)は、バーゼル規制の適用範囲(規制上の連結範囲の拡大等)を検討。

背 景 (2)

- バーゼル委が2015年12月に公表した第1次市中協議文書は、ステップイン・リスクに対する規制の枠組みを、第1の柱(機械的に銀行の連結対象等として資本賦課)とするか、第2の柱(監督上の対応と検証)とするかにつき、中立的な立場で市中協議を実施。
- これに対し、市中からは、第1の柱とするアプローチに反対するコメントが多数寄せられた。また、定量的影響度調査(QIS)の結果、第1の柱とした場合、実際にはステップイン・リスクがないと見込まれる数多くの事業体が規制上の連結対象となり得ることが明らかになった。
- このため、第2次市中協議における規制の枠組み案は、第1の柱ではなく、①銀行自身がステップイン・リスクを検証した上でその結果を当局に報告し、②各国当局が必要に応じて適切な政策手段を発動するという第2の柱の考え方を踏まえたものとなっている。
- また、各国裁量の余地が大きいことを踏まえ、文書は「ガイドライン」との位置づけ。

ガイドラインの枠組み概要

- ガイドラインは「銀行によるステップイン・リスクの自己評価と当局宛報告(義務)」、及び「当局対応(裁量)」に分かれており、プロセスの概要は以下の通り。

＜銀行の義務＞

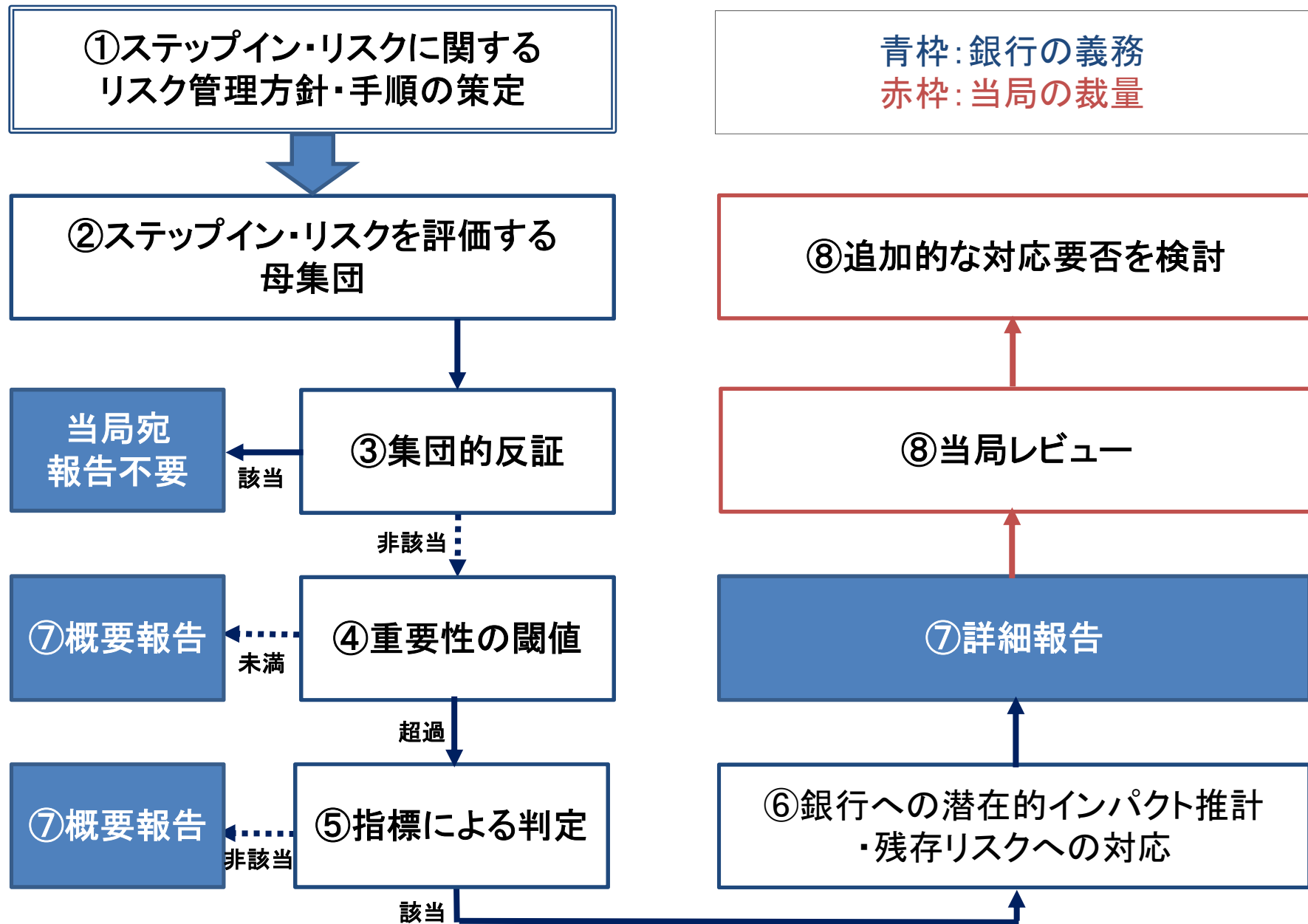
- 1) 銀行との関係 (relationships) を考慮した上で、潜在的なステップイン・リスクの有無を評価すべき事業体を定義 (=母集団)
- 2) 母集団の中から、集団的反証 (collective rebuttals) (*) に該当するもの、及び重要性がないものを除外。
- 3) 残った事業体を複数の指標 (indicators) により評価し、ステップイン・リスクの有無を特定。
- 4) ステップイン・リスクがある事業体に関して、銀行の流動性や資本に与える潜在的なインパクトを推計。
- 5) テンプレートを使って、銀行の自己評価を当局宛に報告

(*) 金融商品取引法第39条は集団的反証に該当すると考えられる(スライド7参照)

＜当局対応＞

- 銀行の自己評価をレビューしたうえで、リスクの実態に合わせて追加的な対応要否を検討。

ステップイン・リスク ガイドライン手順概要



ガイドラインの枠組み(1)

① ステップイン・リスクを特定・管理する手順の策定

銀行が策定するステップイン・リスクに関する方針と手順には、以下の要素が求められる。

- ✓ ステップイン・リスクを特定するクライテリアを明示すること(最低限、後述の指標は必要)。
- ✓ 対象を特定のタイプの事業体に限定してはならないこと。
- ✓ 集団的反証を適用する場合は、法令とそれが適応される事業体のタイプを明示すること。
- ✓ 潜在的なステップイン・リスクの特定、モニター、評価、軽減、管理等を行う部署を記載すること。
- ✓ 重要性(Materiality)の定義、クライテリア及びその合理性を明示すること。
- ✓ 定期的な自己評価を実施するために必要な情報を入手するプロセスを記載すること。
- ✓ 定期的に、かつリスク・プロファイルに重大な変更がある場合などには方針・プロセスを見直すこと。
- ✓ ステップイン・リスクの自己評価をリスク管理の内部プロセスに織り込み、取締役会のリスク委員会等で議論すること。
- ✓ 文書化し、当局から要求があれば提出すること。

ガイドラインの枠組み(2)

② 事業体との関係(Relationship)

- ✓ スポンサー: 銀行が、管理・助言する事業体、証券の売り出しを行う事業体あるいは流動性や信用補完を提供している事業体
- ✓ 負債・株式への投資: 銀行が負債・株式に重要な投資を行っている事業体を捕捉。持分法投資、比例連結なども対象。ただし、事業会社への通常の融資やマーケットメイク目的の投資等は対象外。
- ✓ その他契約・非契約上の関係: 銀行が、事業体の資産やパフォーマンスから発生するリスクや株式投資に類似するリターンにさらされている場合。

③ 集団的反証(Collective rebuttals)

- ✓ 各国の法令によりステップインが禁止されている場合は、分析の対象外。
- ✓ 本邦の金融商品取引法の第39条(損失補てん等の禁止)が適用される事業体は集団的反証に該当すると考えられる。

④ 重要性の閾値(Materiality threshold)

- ✓ 銀行の流動性や資本に大きなインパクトがない事業体(類似事業体は合算)はステップイン・リスクの判定不要(概要報告のみ必要)。
- ✓ 基準等は各行のリスク管理方針にて定める。当局も基準設定可能。

ガイドラインの枠組み(3-1)

⑤ ステップイン・リスク特定指標 (Indicators)

指標	説明
スポンサーの機能と関与の程度	銀行が、保証や信用補完等を通じて事業体にフルサポートを提供する場合や、意思決定に関与し、かつ信用補完や流動性枠を提供している場合。
影響力の程度	会計上の連結要件のひとつであるコントロールよりも広い概念。50%未満の出資でも重要な影響力を行使できる場合、出資がなくても取締役会メンバーの任免権がある場合、事業体のリスクとリターンが銀行に帰属するような関係がある場合など。一方で、マニフェストに従って単なるAgentとして意思決定を行い、変動リターンを享受しない場合は該当しない。
暗黙のサポート	格付け会社が事業体の格付け付与の際に銀行のサポートを織り込んでいる場合。また、類似の事業体等と比較して、相対的にリスク対比のリターンが非常に低い場合は、ストレス時に銀行によるサポートが期待されている可能性がある。
高レバレッジ	事業体が保持しているリスクに対して、資本が不十分な場合。

(注) 指標は重要度順に並べたものではない。

ステップイン・リスクの判定にあたっては、基本的にはすべての指標を包括的に判断する必要。

ガイドラインの枠組み(3-2)

指標	説明
流動性ストレス・先行逃避のインセンティブ	事業体の資産と負債に流動性ミスマッチがある場合。先行逃避のインセンティブがあり(例:固定Net Asset Values)、それを制限するペナルティーがない場合はステップイン・リスクが高まる。
リスクの透明性	投資家が事業体のリスクとリターンを理解するために十分な情報が提供されているか。リスクの透明性が低く、定量化が難しい場合などはこの指標に該当。
会計上の開示	非連結の事業体に対する銀行の関与について、銀行の会計上の開示によりステップイン・リスクが高いと考えられる場合。
投資家のリスク許容度からの乖離	投資家のリスク許容度と事業体が保有する資産のリスクとが乖離している場合。
ブランドによる風評リスク	事業体が銀行と共通の顧客を持っており、かつ銀行のブランドを使用している場合。また、関連商品の勧誘・融通等を行うことが銀行の戦略である場合。
ステップインの実績	過去にステップイン・した実績がある場合。
規制によるステップインの制約・軽減	集団的反証のようにステップインを禁止していないが、それを制約するような規制・法令がある場合は、ステップイン・リスクが軽減される。

ガイドラインの枠組み(4)

⑥ 残存ステップイン・リスクへの対応

- 銀行が指標判定により重大なステップイン・リスクがあると判断した場合、銀行の流動性・資本に与える潜在的なインパクトを推計。
- 銀行の残存リスクへの対応は、リスク特性や度合いに応じた対応が求められる(当局による検証あり)。対応の例として、以下のものがあげられている。
 - ✓ 規制上の連結
 - ✓ コンバージョン・アプローチ
 - ✓ 流動性賦課
 - ✓ ストレステスト
 - ✓ 引当(資本控除)
 - ✓ 懲罰的資本賦課
 - ✓ エクスポージャー上限設定(大口与信規制に類似)
 - ✓ 開示 etc.

ガイドラインの枠組み(5)

⑦ 当局への報告

銀行は、自己評価の結果を定期的(年1回)に当局に報告する必要。

● 概要レポート(Template1)

- ✓ 「事業体との関係」に該当する事業体は、概要レポート(テンプレート1)により当局宛報告が必要。
- ✓ 概要レポートは、事業体を以下の3カテゴリーに分けて、事業体の数、資産規模、主な契約上のエクスポージャー、評価の概要を報告。

<カテゴリー>

- ①重要性がない(Immaterial)と考えられる事業体
- ②重要性はあるが、重大(Significant)なステップイン・リスクはない事業体
- ③重要性があり、重大なステップイン・リスクがある事業体

● 詳細レポートの概要(Template2)

- ✓ 概要レポートの③に該当する場合は、詳細レポートの提出が必要。
- ✓ 詳細レポートは事業体(グループ)毎に、以下を報告
 - ① ステップイン・リスクが銀行に与える潜在的なインパクト
 - ② 銀行と事業体の関係(3 relationships)
 - ③ リスク指標による分析(Indicators)
 - ④ 銀行による自己評価と対応

ガイドラインの枠組み(6)

⑧ 当局レビュー

● 銀行のリスク管理方針と手続きに関するレビュー

- ✓ 当局は、銀行からステップイン・リスクの特定と評価に関する方針やプロセスを徴求し、その妥当性をレビューする。
- ✓ レビューでは、銀行が適切に集団的反証を適用しているか、重要性の基準は妥当か、適切に適用されているかなども検証する。

● 銀行の自己評価と対応に関するレビュー

- ✓ 銀行の自己評価をレビューする際、当局は各ステップイン・リスクの特性や特異性を個別に考慮する。
- ✓ 当局は、重大なステップイン・リスクが正しく推計されていない、あるいは軽減措置が取られていないと判断する場合、その裁量により、適切な対応をとることができる。
- ✓ 当局の対応については、ステップイン・リスクの特性や程度、その可能性やインパクト、推計の信頼性を考慮して決定する。

● 追加的な対応

- ✓ 当局が必要と判断すれば、あらゆる方法により、銀行のリスク管理における欠陥の修正を行う。

今後の予定

- 第2次市中協議文書のコメント受付期限：2017年5月15日
- ガイドライン最終化：2017年9月頃（予定）
- 国内実施のルール公表：2018年中に最終化（予定）